

ID: 162

担当部署: 健幸いきいき部 保険年金課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条項	東大和市国民健康保険条例 第8条		
例規番号	昭和35年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として50万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 163

担当部署: 健幸いきいき部 保険年金課

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条項	東大和市国民健康保険条例 第9条		
例規番号	昭和35年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164

担当部署: 健幸いきいき部 保険年金課

処分の概要	結核・精神医療給付金の支給
例規名 根拠条項	東大和市国民健康保険条例 第10条
例規番号	昭和35年条例第2号
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第10条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項の規定による申請のあつた月の属する年度(申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度をいう。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。)であるときに支給する。</p> <p>(1) 18歳以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2) 18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定による負担において医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「総合支援法施行令」という。)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。)に関する給付を受ける場合であつて、総合支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者であるときに支給する。</p> <p>3 結核医療給付金又は精神医療給付金(以下「結核・精神医療給付金」という。)の支給を受けようとする被保険者は、市長に申請し、この条例による支給を受ける資格を証する書面の交付を受けなければならない。</p> <p>4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 結核医療給付金 第1項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額</p> <p>(2) 精神医療給付金 第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額(当該額が総合支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に規定する額を超える場合は、当該各号に規定する額とする。)</p> <p>5 被保険者が保険医療機関等において、第1項又は第2項に規定する医療に関する給付を受けたときは、市は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき前項に規定する額について、結核・精神医療給付金として、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>6 前項の規定による支払があつたときは、世帯主に対し、結核・精神医療給付金(第4項に規定する自己の負担の額に係る高額療養費(法第57条の2に規定する高額療養費をいう。))を含む。)の支給があつたものとみなす。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、結核・精神医療給付金の支給に関して必要な事項は規則で定める。</p>	

標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

担当部署: 健幸いきいき部 保険年金課

処分の概要	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給
例規名 根拠条項	東大和市国民健康保険条例 第10条の2
例規番号	昭和35年条例第2号
<p>【基準】</p> <p>第10条の2から第10条の4までの規定による。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第10条の2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p> <p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>第10条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>第10条の4 前条に規定する者が、その受けすることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</p>	

標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 168

担当部署: 健幸いきいき部 保険年金課

処分の概要	延滞金の減免
例規名 根拠条項	東大和市後期高齢者医療に関する条例 第6条第3項
例規番号	平成20年条例第13号
<p>【基準】</p> <p>第6条及び東大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則第5条の規定による。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限(広域連合条例第17条第1項の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。)後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、当該延滞金額に100円未満の端数があるとき、又は当該延滞金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は当該延滞金額の全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減免することができる。</p> <p>(延滞金額の減免)</p> <p>第5条 条例第6条第3項の規定による延滞金額の減免は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第18条の規定により、広域連合長が保険料を減免したとき。</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 条例第6条第3項の規定により延滞金額の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、延滞金減免申請書に減免を必要とする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、減免の必要があると認めたときは減免承認通知書により、必要がないと認めたときは減免不承認通知書により当該申請者に通知する。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------